

# いじめ防止等のための基本的な方針

結城市立結城西小学校

はじめに

いじめは、児童の心を著しく傷つける行為であり、決して許されることではありません。誰もが安心して学習に臨める環境を整えるとともに、いじめの行為を許さず、毅然として指導していく必要があると考えます。

本校では、いじめ問題の克服に向けて、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号 9 月 28 日施行）や国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（同 10 月 11 日決定）に基づき、「結城市立結城西小学校いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

### (1) 目的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの迅速な対応）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

### (2) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) いじめ防止等の基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 2 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの迅速な対応）に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を組織する。

- (1) 本委員会の構成員は、校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭で構成する。また、校長が必要と認めた場合、スクールカウンセラーや S S W 等、専門的な知識を有する者を臨時に構成員とする。
- (2) 本委員会は、前後期 1 回程度ずつ開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

## 3 基本的な取組

### (1) 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の授業の在り方の研究
- ② 道徳の授業を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ③ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ④ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の授業の年間指導計画の作成と改善

### (2) 特別活動の充実

望ましい集団活動を通して、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる特別活動の充実を図る。

- ① 計画的な話し合い活動の実施
- ② 元気なあいさつの推進（各種あいさつ運動）
- ③ 黙々清掃、ボランティア活動の推進
- ④ 児童が主役で進める学校行事の展開

(3) 未然防止のための措置

【未然防止の方針】

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
  - ・人権教育を推進し、人権意識の高揚に努める。（人権だよりの発行・人権メッセージの作成や掲示・人権週間に向けての人権に関する作品づくり・人権集会の開催・人権コーナーの充実等）
  - ・病気への感染等によるいじめや差別の防止
  - ・「学級実態調査」の実施（児童）及び「よりよい学校生活と友だちづくり支援研修」の開催（教員）
- ② 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくり出す。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。また、児童生徒が困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等において、適切に援助希求行動がとれるように指導する（SOSの出し方に関する教育）。
- ④ インターネット上や SNS の利用に起因したいじめから児童を守る対策の充実に努める。（県メディア教育指導員等による講習会・情報モラル教室の実施等）

【未然防止のために】

ア	現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等から把握し、課題を見つける。 （健康観察板を8：20までに提出する）
イ	認知力を高めたいという目標（1年後・半年後・前期の終了時）を設定する。
ウ	目標を達成するための具体的な計画を作成する。（人権なかよし集会、あなたのすてきコーナー等）
エ	実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。（振り返りの充実）
オ	一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。
カ	検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。

(4) 早期発見のための措置

- ① 毎月のいじめアンケートの実施及びいじめ状況調査報告書の提出（各学年より）
- ② いじめ防止等対策委員会での情報交換

(5) 相談体制の整備

- ① 定期相談〔教育相談（6・11月）、二者面談（7月…夏季休業中）〕

ア	日頃から担任や授業担当者が、児童と気軽に話せる関係を構築する。
イ	定期的に行う教育相談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。
ウ	いじめと判断できない場合でも、気がかりなことがあれば児童の訴えを傾聴する。
エ	教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。
オ	必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

- ② 校内オンライン相談窓口(トモリンクス)の積極的な活用
- ③ チャンス相談（適宜）
- ④ 電話やメールによる相談窓口（いじめ・体罰解消サポートセンター）や、SNSを活用した相談窓口（いばらき子どもSNS相談 2025）など、複数の相談窓口を児童生徒や保護者へ周知する。

(6) 関係機関との連携

市教育委員会	結城市子ども福祉課	市要保護児童対策地域協議会
筑西児童相談所	結城警察署生活安全課	青少年育成結城市民会議結城西支部

(7) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① いじめ関係の生徒指導リーフレットを使用した研修会の実施
  - ・生徒指導リーフ増刊1号 いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針策定Q&A」
  - ・生徒指導リーフ増刊2号 いじめのない学校づくり2「サイクルで進める生徒指導：点検と見直し」
  - ・「茨城県いじめの根絶を目指す条例」教職員向けガイド及び児童生徒・保護者向けガイド
- ② 定期的なチームサポート委員会による情報交換会の実施

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 情報モラルに関する研修会の実施（児童向け、保護者向け）
- ② 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

#### 4 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認したら、学年主任及び生徒指導主事に報告する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を組織で実施する。
- (4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

- ・ いじめに係わる情報が教職員に寄せられたときは、他の業務に優先して対処すること。
- ・ いじめに当たるか否かの判定は、いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ・ いじめと「認知」した場合、速やかに教育委員会に報告すること。
- ・ いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、表面的・形式的に判断することなく、様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。
- ・ 特定の教職員が情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告しないことは法律違反になり得ること。

#### 5 重大事態への対応

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・ いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。

- (1) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (2) 事実関係を明確にするための調査（質問票、聞き取り調査）を実施する。
- (3) いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- (4) 市教育委員会へ報告する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時の所轄警察署との連携
  - ・ いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (6) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (7) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

#### 6 いじめ防止等基本方針の見直し

いじめ防止等基本方針は適宜見直し、改訂していく。

平成 26 年 3 月 31 日策定  
平成 28 年 6 月 30 日改訂  
平成 29 年 8 月 31 日改訂  
令和 2 年 4 月 1 日改訂  
令和 2 年 7 月 13 日改訂  
令和 3 年 5 月 17 日改訂  
令和 4 年 3 月 31 日改訂  
令和 6 年 3 月 31 日改訂  
令和 7 年 3 月 31 日改訂